

専門委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第24条第3項に規定する専門委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員会の構成)

第2条 専門委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 体育委員会
- (2) 育成委員会
- (3) 交通安全委員会
- (4) 自主防災委員会
- (5) 環境委員会
- (6) 社会福祉委員会
- (7) 広報委員会

(専門委員会の職務)

第3条 各専門委員会の所掌する職務は、以下のとおりとする。

- (1) 体育委員会
スポーツを通じ、健康増進と親睦、地域の交流の促進に努めるとともに、関連事業の企画・実施にあたる。
- (2) 育成委員会
青少年の健全育成や子育て支援の充実に努めるとともに、関連事業の企画・実施にあたる。
- (3) 交通安全委員会
交通安全に関する地域住民の意識の向上や自治会活動等における交通安全の確保及び交通安全関連施設の保全に努めるとともに、関連事業の企画、実施にあたる。
- (4) 自主防災委員会
地域住民が協力・連携し、災害から自分たちの地域を守るため、防災施設の整備、充実に努めるとともに、関連事業の企画・実施にあたる。
- (5) 環境委員会
地域環境の整備、改善に努めるとともに、関連事業の企画・実施にあたる。
- (6) 社会福祉委員会
民生委員や関係機関等と連携し、地域福祉や生活支援体制の充実、女性に配慮した地域環境づくりに努めるとともに、関連事業の企画・実施にあたる。
- (7) 広報委員会
各専門委員会及び自治会事業・行事の紹介や連絡事項の発信に努めるとともに、関連事業の企画・実施にあたる。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日に改正し、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。